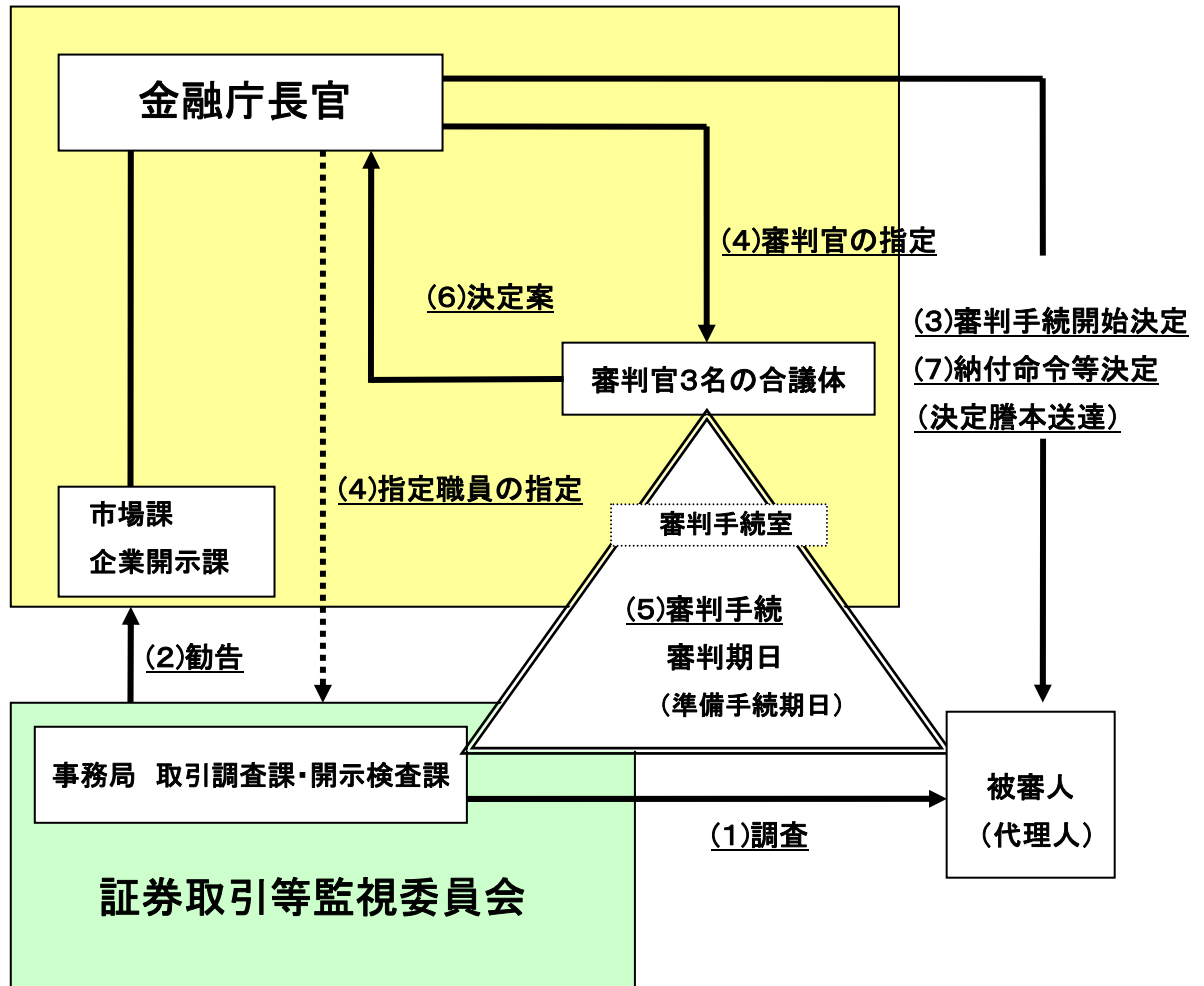


調査から課徴金納付命令までの流れ

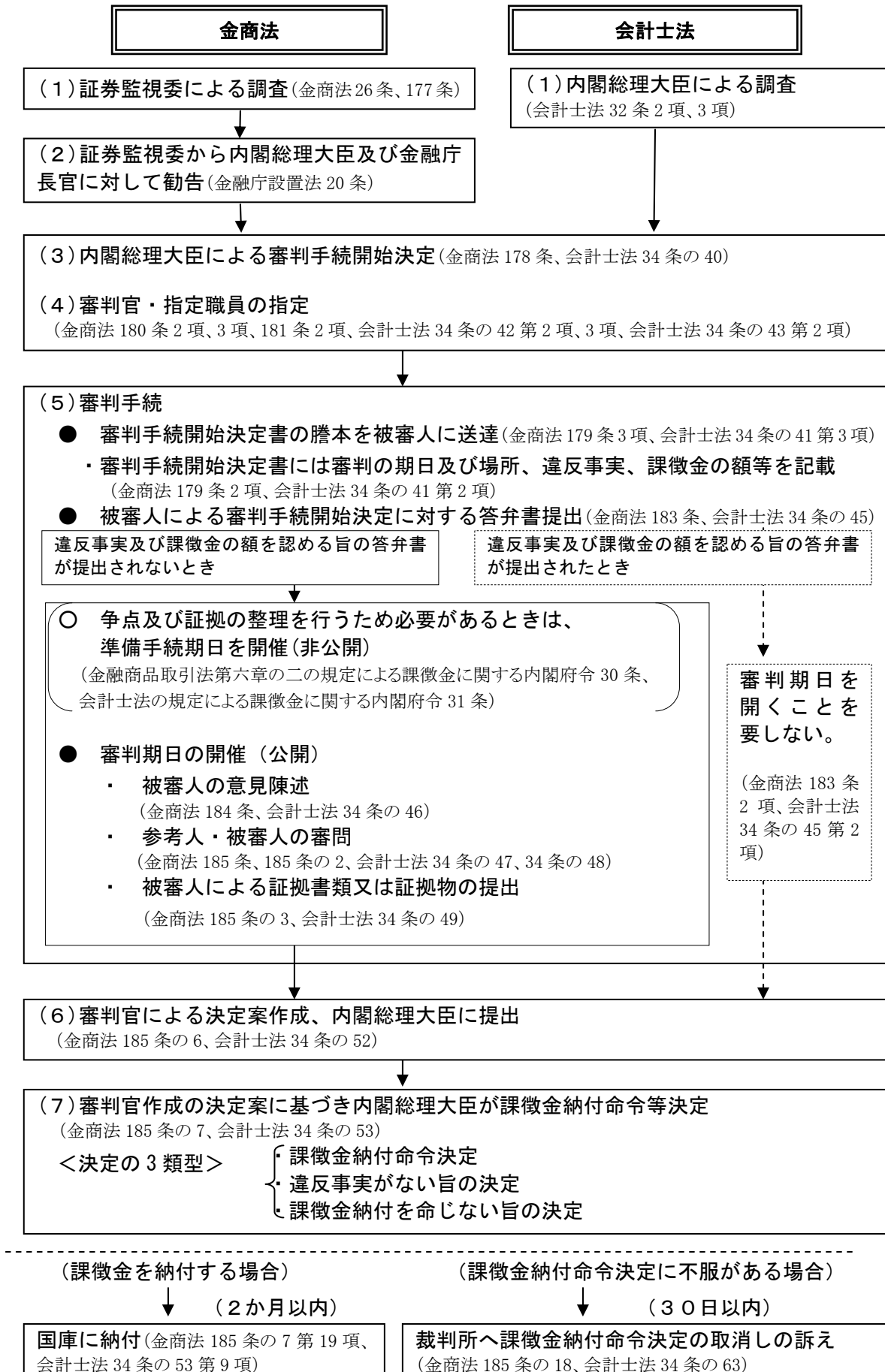


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている (金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)

※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略